

第710回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 平成29年 9月 5日（火） 12時より
2. 場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
3. 議題等（敬称略）
 - （1） 包括保険申告書等の NACCS への登録について
業務部 中野統括審査官（通関総括第2部門）
 - （2） 包括評価申告書の NACCS への登録について
業務部 五島首席関税評価官
 - （3） 文書による事前教示制度について
業務部 五島首席関税評価官
 - （4-1） 冷凍牛肉に係る特別緊急関税の発動について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - （4-2） 中華人民共和国産 PET に対する暫定的な不当廉売関税の課税について
業務部 阿部統括審査官（通関総括第3部門）
 - （5） 原産地規則を説明する講師の派遣について
業務部 中澤原産地調査官
 - （6） 電磁的記録（MSX業務）による申告関係書類の提出状況について
業務部 迎田統括審査官（通関総括第1部門）
 - （7） 情報提供のお願いについて
業務部 高橋管理課長
 - （8） 次期 NACCS 総合運転試験フェーズⅢへの参加のお願い
業務部 高橋管理課長

その他・連絡事項等

次回開催予定日 平成29年10月13日（金） 12:00～
開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室
当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください
公益財団法人日本関税協会横浜支部
TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758
E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成29年9月
横浜税関業務部

関係各位

包括保険申請書等のNACCSへの登録について

包括保険扱い申請書（新規・変更）及び包括保険取消届出（以下「包括保険申請書等」という。）については、各官署の通関総括（又は通関担当）部門で受理後、NACCSへの登録を行っておりますが、本年10月8日に予定している次期NACCS更改に伴い、包括保険申請書等にかかる登録を以下のとおり取り扱いますので、連絡いたします。

（1）現行NACCS（第5次NACCS）

現行NACCSへの最終登録日については、9月22日（金）といたします。9月23日（土）から10月9日（月・祝）までの間にご使用を予定している包括保険については、9月22日（金）までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

なお、やむを得ずシステムに登録されていない包括保険を輸入申告等に使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。

（2）次期NACCS（第6次NACCS）

次期NACCSへの登録については、10月10日（火）から開始いたします。

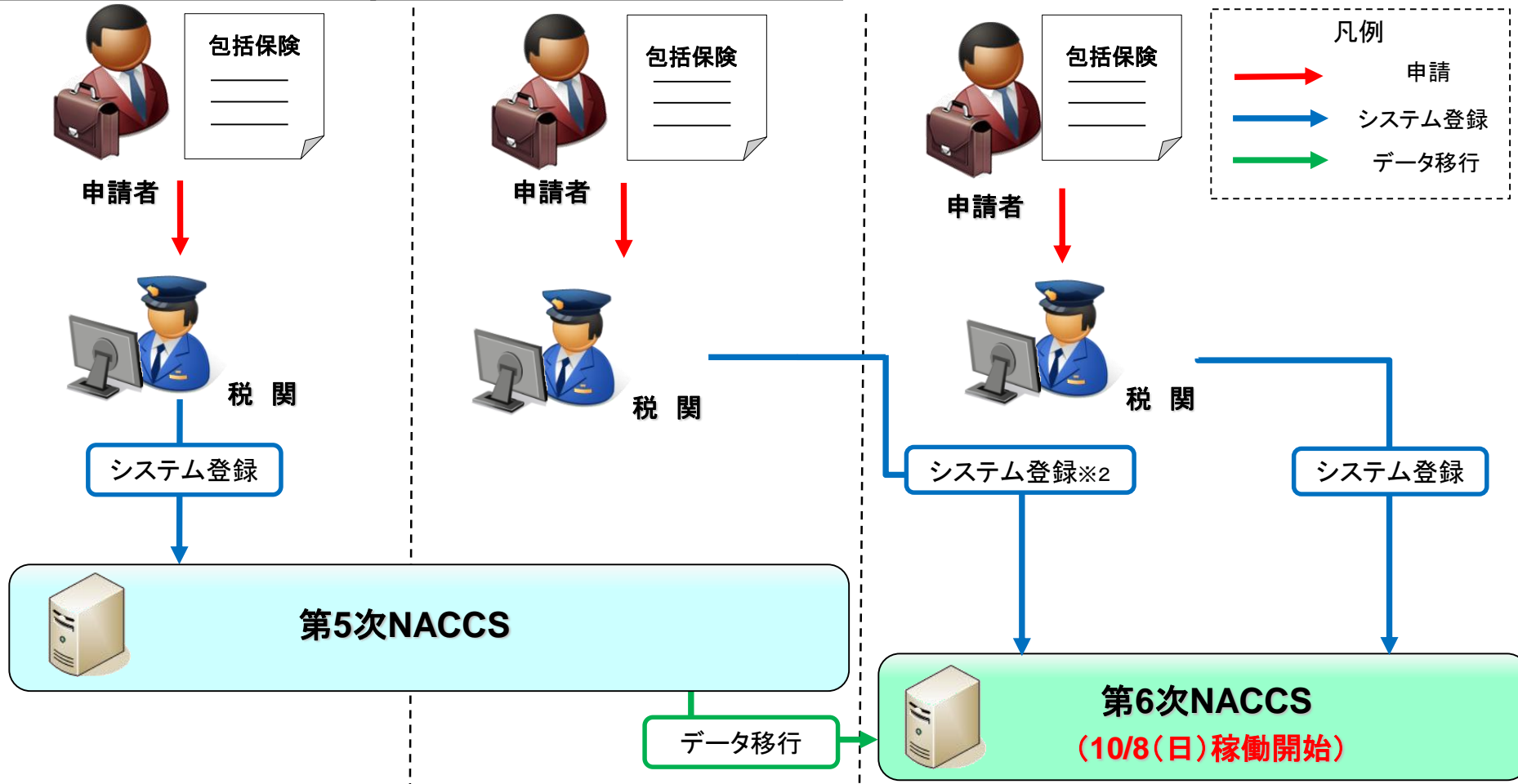
以上

包括保険の取扱いについて

9/22(金)まで※1

9/23(土)～10/9(月・祝)まで
(データ登録しない期間)

10/10(火)以降



※1 現行(第5次)NACCSへの登録は、**9/22(金)まで**とさせていただきます。9/23(土)～10/9(月・祝)までの間に、ご使用を予定している包括保険については、9/22(金)までに余裕をもって申請して頂きますようお願いいたします。

※2 やむを得ず9/23(土)～10/9(月・祝)までの間に申請が行われた場合は、10/10(火)以降に次期(第6次)NACCSに登録いたします。なお、システムに登録されていない包括保険を輸入申告等に使用されたい場合には、手計算により算出した保険料の額を「保険」欄にご入力頂きますようお願いいたします。

平成29年9月
横浜税関業務部

関係各位

包括評価申告書のNACCSへの登録について

輸入貨物の評価（包括）申告書Ⅰ及びⅡ並びに評価（包括）申告書記載事項の一部変更届（以下「包括評価申告書等」という。）については、首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官）又は税関支署、税関出張所及び税関支署出張所においては当該署所の統括審査官（通関担当）（これが置かれていない署所にある場合は、その事務を行う者）で受理し、審査が終了した後、NACCSへの登録を行っておりますが、本年10月8日に予定している次期NACCS更改に伴い、包括評価申告書等にかかる登録を以下のとおり取り扱いますので、連絡いたします。

（1）現行NACCS（第5次NACCS）

現行NACCSへ登録する包括評価申告書等の最終受理日については、10月2日（月）といたします。

現行NACCSへの登録は、審査が終了した翌々日（税関閉庁日を除く）になりますので、最終受理日である10月2日（月）に申告し、当日に審査が終了した場合に、10月4日（水）に登録されます。したがって、10月4日（水）から10月9日（月・祝）までの間に輸入申告を行う場合であり、かつ最終受理日までに審査終了した包括評価のご使用を予定している場合は、10月2日（月）より前までに余裕をもって包括評価申告等を行って頂きますようお願いいたします。

なお、やむを得ずシステムに登録されていない包括評価を輸入申告等に使用されたい場合には、「評価」欄及び「補正」欄等については適宜、手入力にて対応頂きますようお願いいたします。

（2）次期NACCS（第6次NACCS）

次期NACCSへの登録については、10月10日（火）から開始いたします。

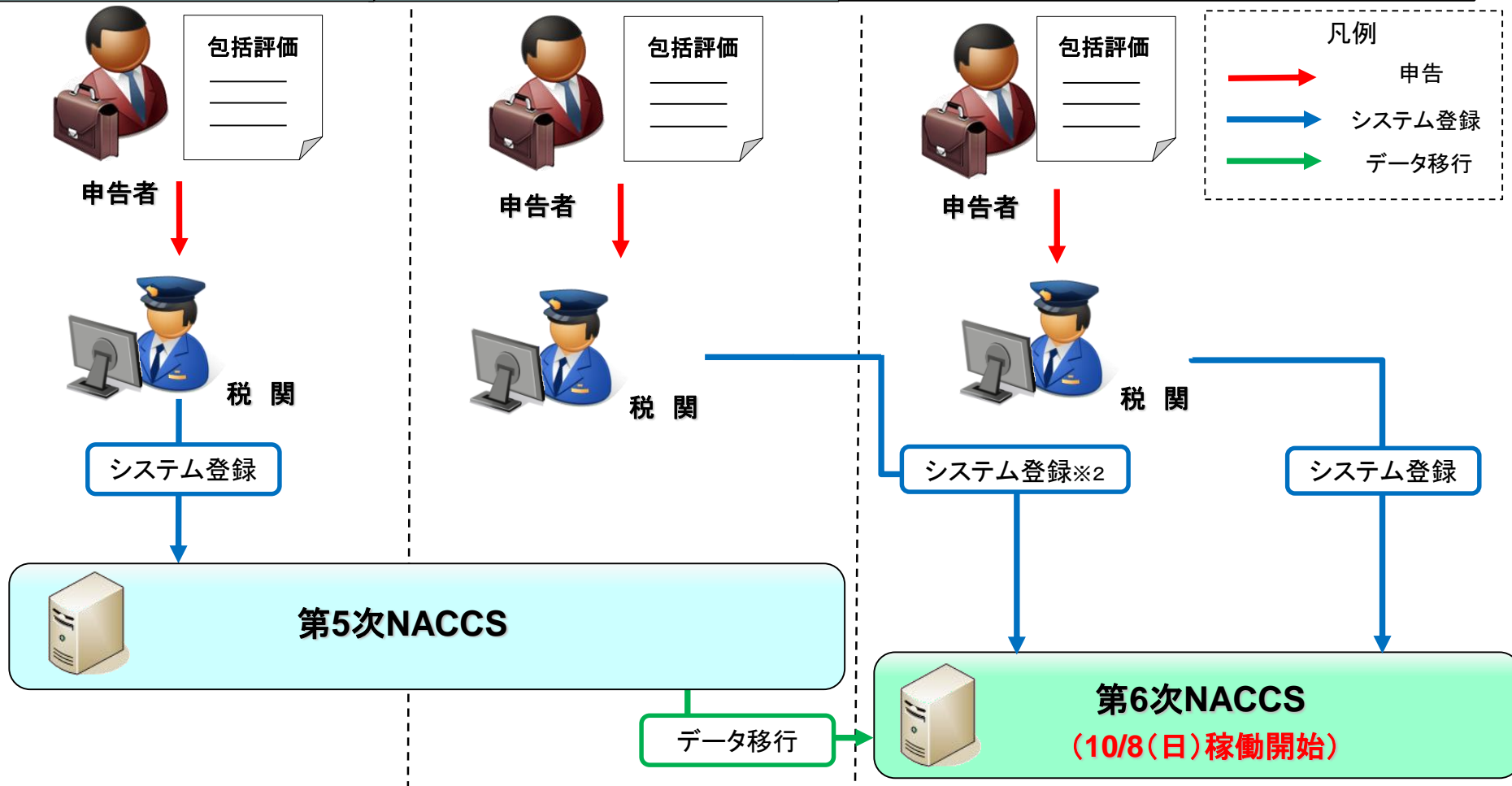
以上

包括評価申告の取扱いについて

10/2(月)まで※1

10/3(火)～10/9(月・祝)まで
(データ登録しない期間)

10/10(火)以降



- ※1 現行(第5次)NACCSへ登録する申告の受理は、**10/2(月)まで**とさせていただきます。現行(第5次)NACCSへの登録は審査が終了した翌々日(税関閉庁日を除く)になりますので、10/4(水)～10/9(月・祝)までの間に輸入申告を行う場合であり、かつ最終受理日までに審査終了した包括評価のご使用を予定している場合は、10/2(月)までに余裕をもって申告して頂きますようお願いいたします。
- ※2 やむを得ず10/3(火)～10/9(月・祝)までの間に申告が行われた場合は、10/10(火)以降に次期(第6次)NACCSに登録いたします。なお、システムに登録されていない包括評価を輸入申告等に使用されたい場合は、「評価」欄、「補正」欄等については適宜、手入力にて対応頂きますようお願いいたします。

輸入通関をスムーズに行うため、関税分類、関税評価、原産地、減免税の



「文書による事前教示制度」

をご利用ください!

○新たに貨物を輸入したいとき、こんな疑問はありませんか？

- 貨物が関税率表のどこに分類されるか分からないので、税率が分からない。(関税分類)
- 新しい取引形態なので、課税価格をどう計算してよいか分からない。(関税評価)
- 複数の国の原材料を使用して製造したけれど、原産地がどこか分からなくて有利な税率が適用できるのか不安。(原産地)
- この貨物は減免税が適用できるのか分からない。(減免税)

➡ そんなときには、「**文書による事前教示制度**」の利用をお勧めします。

○ 文書による事前教示制度とは？

輸入を予定している貨物に係る**関税分類**、**関税評価**上の取扱い、**原産地**、**減免税**の適用について、文書で照会することにより、文書で回答を受けることができる制度です。

税関は、照会書の受理後、**関税分類**、**原産地**及び**減免税**については30日以内の極力早期に、**関税評価**については90日以内の極力早期に回答するように努めます。

○どんなメリットがあるのか？

- 文書回答は通関審査で尊重され、スムーズに通関できます。(口頭による回答は単なる参考にすぎません。)
- 日本全国どこの税関でも有効です。
- 文書回答は3年間有効です。
- 輸入に先立って、原価計算ができます。



○事前教示照会の手続き

「事前教示に関する照会書」に必要事項を記載し、税関での検討に必要な各種の資料を添付して、税関の担当部門に提出して下さい。

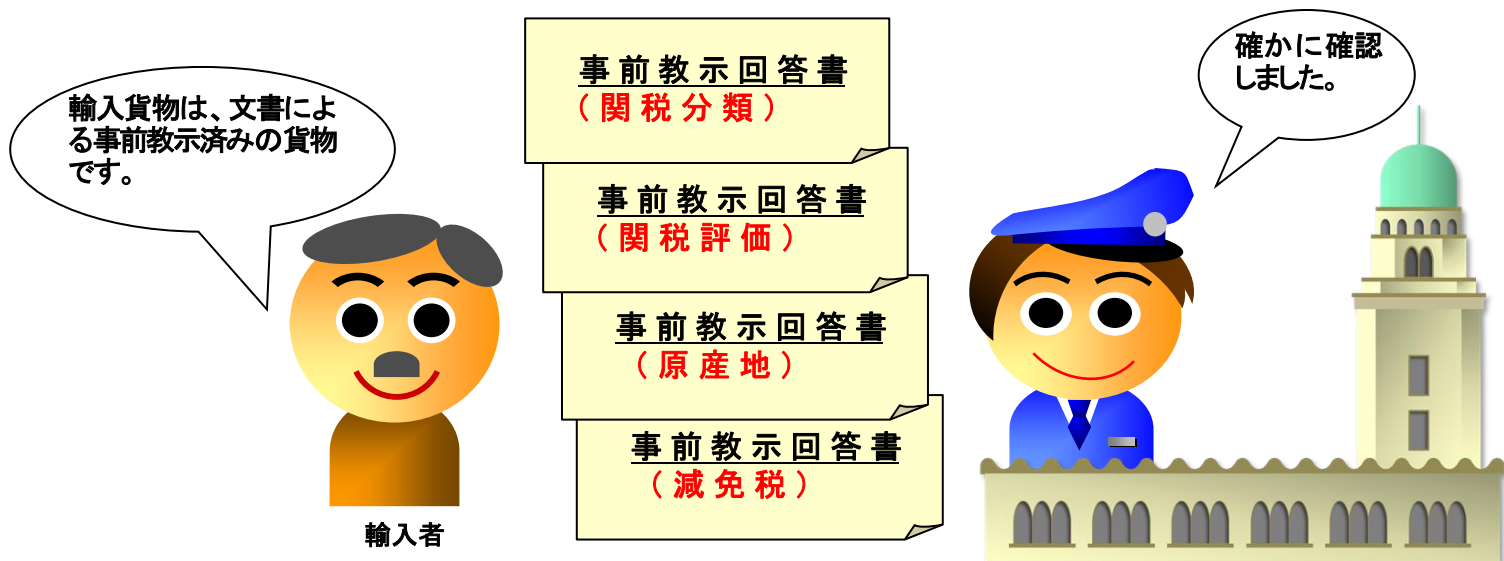
添付資料には、概ね以下のものがあります。

- 関税分類：貨物の成分表、製造工程表、見本、写真、図面等
- 関税評価：取引の事実関係が確認できる売買契約書等の関係書類
- 原産地：加工・製造工程に関する書類等
- 減免税：貨物の見本、写真、図面等

○様式の入手

- 事前教示照会書（関税分類照会：C-1000、関税評価照会：C-1000-6、原産地照会：C-1000-2、減免税照会：C-1000-22）は、税関ホームページ（<http://www.customs.go.jp/>）からダウンロードすることができます。
- 税関ホームページのトップページ上段の「輸出入の手続き」→ページ右側の税関手続き「各種様式及び記載要領」→「関税法関係(C)」で様式の一覧表が表示されます。

【輸入通関のとき】



【横浜税関における問い合わせ先】

- 関税分類：業務部首席関税鑑査官 TEL045-212-6156、6157
- 関税評価：業務部首席関税評価官 TEL045-212-6139
- 原産地：業務部原産地調査官 TEL045-212-6174
- 減免税：業務部通関総括第3部門 TEL045-212-6153

2017年9月5日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

冷凍牛肉に係る特別緊急関税の発動について

(発動前) 38.5% (暫定税率)

(発動後) 50.0% (基本税率)

※EPA 税率の適用を受ける冷凍牛肉（オーストラリア、メキシコ又はチリを原産とする牛肉）については、これまでと同様に EPA 税率を適用。

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】 冷凍牛肉（第02.02項）に係る関税の緊急措置の発動について
2017年7月31日

関税暫定措置法第7条の5第1項の規定に基づき、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、EPA税率の適用を受けない冷凍牛肉について関税の緊急措置が発動されます。

当該期間に EPA 税率の適用を受けない冷凍牛肉の輸入申告を行う場合には、「5. NACCS 用品目コード（輸入）」中、「暫定法第7条の5第1項該当のもの」が適用となりますので、十分ご注意願います。NACCS 用品目コード「暫定法第7条の5第1項該当のもの」は本年8月1日から使用可能となります。

EPA 税率の適用を受ける場合には、これまでと同様に EPA 協定用の NACCS 用品目コードをご使用ください。

ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

【冷凍牛肉(第 02. 02 項)に係る関税の緊急措置の発動対象品目】

実行関税率表(2017)			NACCS 用品目コード			備考
番号	細分	NACCS 用	番号	細分	NACCS 用	
0202. 10	000	†	0202. 10	000	6	その他のもの
				001	0	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				002	1	オーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
0202. 20	000	†	0202. 20	000	3	その他のもの
				001	4	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				002	5	メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
0202. 30	010	†	0202. 30	010	3	その他のもの
				001	1	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				002	2	メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
0202. 30	020	†	0202. 30	020	6	その他のもの
				003	3	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				004	4	メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
0202. 30	030	†	0202. 30	030	2	その他のもの
				005	5	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				006	6	メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの
0202. 30	090	†	0202. 30	090	6	その他のもの
				007	0	暫定法第 7 条の 5 第 1 項該当のもの
				008	1	メキシコ原産及びチリ原産のもの、若しくはオーストラリア原産のもので EPA 協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの

2017年9月5日
本関地区通関協議会資料
横浜税関業務部通関総括第3部門

中華人民共和国産 PET に対する暫定的な不当廉売関税の課税について

NACCS 掲示板からの転載

【利用者の皆様へ】業務コード集の一部変更について

2017年9月1日

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令に基づき、関税定率法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（第三条第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）であって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもののうち、平成 29 年 9 月 2 日（土）から平成 30 年 1 月 1 日（月）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。これに伴い、業務コード集「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」が以下のとおり変更されますので、お知らせします。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（海上/航空）
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産高重合度ポリエチレンテレフタレート
（3907.61-000）

区分	NACCS 用コード	適用税率(%)	
【新設】	S007001	53	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産
【新設】	S007002	39.8	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)
【新設】	S007003	51	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)
【新設】	S007004	51.4	中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産 (政令で定められた生産者により生産されたもの)

参 考

- ・財務省告示第 244 号（平成 29 年 9 月 1 日）
- ・「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」（政令第 234 号）
- ・個別通達「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する取扱いについて」（財関第 1131 号 平成 29 年 9 月 1 日）

無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では15の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しています。

税関では、EPA 税率を適用した輸入申告を適正に行っていただくため、輸出入に携わる企業、各種業界団体（※）の皆様が開催する説明会や研修会に職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

適正な輸入申告のため、原産地規則への理解を深めましょう。

※個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けております。

➤ 説明内容

原産地規則の概要、ケーススタディ 等

（例）1時間コースの場合：食品を中心とした原産地規則の概要

3時間コースの場合：化学品を中心とした原産地規則の概要、ケーススタディ、演習

※上記例を参考に、説明内容についてご要望をお伝えください。

➤ 講 師

東京税関業務部総括原産地調査官部門職員

➤ 費 用

無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。

※ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備下さい。

➤ 場 所

貴団体の所在地等

お問い合わせは
こちら



東京税関業務部総括原産地調査官部門

TEL 03-3456-2171、FAX 03-3456-5025

E-mail tyo-gyomu-roo-center@customs.go.jp

横浜税関管内の申告添付登録(MSX業務)利用状況

輸出

申告年月	区2,3 添付割合
2016年1月	93%
2016年2月	93%
2016年3月	93%
2016年4月	93%
2016年5月	93%
2016年6月	93%
2016年7月	94%
2016年8月	94%
2016年9月	97%
2016年10月	97%
2016年11月	97%
2016年12月	96%
2017年1月	97%
2017年2月	98%
2017年3月	98%
2017年4月	98%
2017年5月	98%
2017年6月	98%
2017年7月	98%

輸入

申告申請年月	区2,3 添付割合
2016年1月	81%
2016年2月	80%
2016年3月	80%
2016年4月	83%
2016年5月	83%
2016年6月	83%
2016年7月	84%
2016年8月	84%
2016年9月	85%
2016年10月	85%
2016年11月	85%
2016年12月	86%
2017年1月	87%
2017年2月	86%
2017年3月	86%
2017年4月	87%
2017年5月	88%
2017年6月	89%
2017年7月	88%

2017年7月の内訳

海上	98%
航空	97%

2017年7月の内訳

海上	88%
航空	95%

情報提供のお願いについて

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品のほか、知的財産侵害物品についても国内への流入を水際で阻止するため関係機関と連携しながら、全力をあげて取締りに取り組んでおります。

密輸に係る情報はもとより、貨物、人、船舶、取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の窓口までご連絡を頂けますようお願いいたします。

特に以下のような事例がございましたら是非ご連絡下さい。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ 有名ブランドによく似た商標（商品のロゴやマーク）が付された貨物をみかけた。
- ・ 配送先がいつもと違う。等

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>

密輸情報提供ページ <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シロイ クロイ

密輸ダイヤル **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

- ・海上コンテナを利用した中華人民共和国来大量覚醒剤を摘発（平成29年5月1日）

